

第 22 期愛知海区漁業調整委員会

第 12 回 会 議 議 事 録

令和 4 年 11 月 4 日
海区漁業調整委員会委員室

日	時	令和4年11月4日(金)午前11時00分から午前11時15分まで				
場	所	海区漁業調整委員会委員室(西庁舎5階)				
議	題	第1号議案	改良囲目網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)			
		第2号議案	あなごかご漁業に関する委員会指示について(指示)			
出	席	委員	山下三千男	黒田 勝春	稲垣 芳樹	鈴木 惣和
			山本 昌弘	中根 静夫	小林 俊雄	榊原 満男
			鈴木 輝明	小林 清和	吉田 和広	岩田 靖宏
			長谷川桂子			
欠	席	委員	吉武 正康	山下 金次		
事	務	局	職員		書記長	鈴木 照夫
					主 査	黒田 拓男
					非常勤職員	井上 容子
農	業	水	産	局		
		水	産	振	興	岡田 元
				監	課	岡本 俊治
					課 長	柴田 晋作
					担当課長	堀木 清貴
					課長補佐	市來 亮祐
					主 査	

事務局（鈴木）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案の以上4種類でございますが、過不足はございませんでしょうか。</p> <p>〔資料確認〕</p> <p>それでは、ただ今から第12回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。</p> <p>最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長（山下三千男）	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>第12回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。</p> <p>本日は、議案2件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、岡田水産振興監から御挨拶をお願いいたします。</p>
水産振興監	<p>第12回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力を頂きまして、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>さて、暖かい秋晴れの日が続いておりますが、11月となりますと、ふぐ延縄漁が解禁されておりまして、去年は解禁当初からサバ</p>

フグの影響で厳しい状況でありましたが、今年は、やや小ぶりではあるものの、漁獲量は例年並みに回復しております。

これから本格的な寒さを迎え、フグの成長と単価の向上を願っております。

また、のり養殖につきましては、10月半ばの張り込み当初から栄養塩が少ないということで、心配しておりましたが、一昨日の栄養塩調査結果では、少し回復がみられたということです。

本格的な生産シーズンに向けて、栄養塩がいつそう回復するとともに、しっかり冷えてよいノリがたくさん採れることを期待しております。

話は変わりますが、毎年この時期、県は条例表彰というのを行っておりまして、去年は山下会長でございましたが、今年もこの海区の中から三谷漁協の小林委員が受賞されることになりました。本日、記者発表されるということで、この場を借りてご紹介させていただきます。

本日は、会長の御挨拶にもありまして、議案が2件準備されていると伺っております。

委員の皆様には、慎重な御協議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

事務局（鈴木）

ありがとうございました。

本日は定数15名のうち、13名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。

それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして、山下会長に議長をお願いいたします。

会長（山下三千男）

私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。

では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、中根委員、

水産課（市来）

小林俊雄委員にお願いいたします。

ただ今より審議に入ります。

第1号議案の「改良罟目網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産課から説明をお願いします。

水産課漁業調整グループ市来です。

「改良罟目網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」御説明いたします。

県漁業調整規則に基づき、漁業許可をしようとするときは、当該漁業の制限措置の内容と申請すべき期間を海区漁業調整委員会の意見を聴いて公示しなければなりません。

今回お諮りする内容は、許可の有効期間の満了を12月末に迎える、改良罟目網漁業の許可の一斉更新にあたり、許可の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めようとするものであります。

資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。

「諮問文朗読」～

2ページの別紙を御覧ください。

表の左の欄に漁業種類、真ん中の欄に制限措置の内容、右の欄に申請すべき期間を示しています。

許可の一斉更新であるため制限措置に変更はございませんが、改めて御説明いたします。真ん中の欄、制限措置の内容を御覧ください。

- (1) 漁業種類は、改良罟目網漁業でございます。
- (2) 許可又は起業を認可すべき船舶等の数は、36隻としております。
- (3) 船舶総トン数は、制限は定めず許可証に記載された総トン

	<p>数としております。</p> <p>(4) 推進機関の馬力数は、制限は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数としております。</p> <p>(5) 操業区域は、伊勢湾、三河湾及び渥美外海であって許可証に記載された操業区域としております。ただし、新たに許可又は起業の認可を受ける者にあつては、伊勢湾及びこれに流入する河川等の水域に面する地域に住所を有する者は伊勢湾を、三河湾及びこれに流入する河川等の水域に面する地域に住所を有する者にあつては三河湾を操業区域としております。</p> <p>(6) 漁業時期は、1月1日から12月31日までとしております。</p> <p>(7) 漁業を営む者の資格は、県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者としております。その右の列の、申請すべき期間は、現在の許可の有効期間満了が令和4年12月末であることから、令和4年11月7日（月）午前8時45分から令和4年12月6日（火）午後5時30分までとしております。</p> <p>なお、参考として3ページ、4ページに公示案を示しております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長（山下三千男）</p>	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>新たに、許可または起業認可が可能な空き定数はありますか。</p>
<p>水産課（市来）</p>	<p>現在の許可隻数は36隻と定数を満たしております。</p>
<p>会長（山下三千男）</p>	<p>他に質問等はよろしいでしょうか。</p>
	<p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はござ</p>

委員（多数）	<p>いませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
会長（山下三千男）	<p>異議なしの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。</p>
委員（全員）	<p>（挙手全員）</p>
会長（山下三千男）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「改良囲目網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p> <p>次に第2号議案の「あなごかご漁業に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（黒田）	<p>それでは第2号議案の「あなごかご漁業に関する委員会指示」を説明いたします。</p> <p>資料3ページを御覧ください。</p> <p>こちらが現在発動中の委員会指示でございます。</p> <p>この委員会指示につきましては、あなごかご漁業と他の業種間との漁業調整を図るため、漁具の長さ、かごの総数に制限を設けるよう、平成19年に初めて発動いたしました。</p> <p>また、平成23年には、あなごかご漁業者連絡協議会の陳情により、資源保護を図るため、網目の制限を追加しております。</p> <p>今回、この委員会指示は令和4年11月30日に指示の有効期限を迎えますが、今後も委員会指示を継続して、漁業調整、資源保護に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>資料1ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。</p>

	<p>内容は現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和4年12月1日から令和5年11月30日まで1年間更新するものです。それでは指示案を朗読させていただきます。</p> <p>「指示文朗読」</p> <p>本案が御承認いただければ、指示案にもありますとおり、公報登載日は11月25日を予定しております。</p> <p>なお委員会指示の告示文につきましては、県法規担当部局への協議を行い、内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承願います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長（山下三千男）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> <p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
<p>委員（多数）</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>会長（山下三千男）</p>	<p>異議なしの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。</p>
<p>委員（全員）</p>	<p>（挙手全員）</p>
<p>会長（山下三千男）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「あなごかご漁業に関する委員会指示について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p>

以上で本日予定の議題はすべて終了しました。

これもちまして第 13 回委員会を終了します。委員の皆様方、お疲れ様でした。

議 長

委 員

委 員